

# 市町村民税の所得割課税額の確認方法について

※河内長野市以外に市町村民税を納めている方は、この見本と異なっています。

## (1) 給与所得者(サラリーマンの方)

年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)		受給者番号		氏名		指定番号	
所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分 総所得金額①	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除前所得割額④
所得控除	雑損	障・寡・勤	市民税	府民税	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧
	医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	控除不足額⑨	既充当額⑩	既納付額⑪	差引普通徴収額⑬-⑭, ⑯	変更前税額⑫
(摘要)		住宅借入金等特別税額控除額 市民税〇〇円～	増減額⑳-㉑)	変更月	納付額	6月分 7月分 8月分	9月分 10月分 11月分
		寄附金税額控除額及び、申告特例控除額 市民税〇〇円～	変更月	納付額	12月分 1月分 2月分	3月分 4月分 5月分	

**見本**



外国税額控除額、  
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額  
及び配当控除額  
(※この通知書には記載されていません。)  
(※詳細については税務課へお問合せください。)

住宅借入金等特別税額控除額  
寄附金税額控除額  
及び、申告特例控除額

$$\boxed{\phantom{0000}} + \boxed{\phantom{0000}} + \boxed{\phantom{0000}} = \boxed{\phantom{0000}}$$

## (2) 個人事業所得者(給与所得者以外の方)

年度 市民税・府民税課税明細書		通知書番号	
住所 氏名	告知書番号		
※この明細は、所得(課税)証明書等の代わりとして利用できる場合がありますので、携行し、ご利用ください。			
総合課税分所得金額	分離課税分所得金額	所得控除額	課税所得金額
営業等	分離長期譲渡益	雑損	総合課税分
農業	分離長期(優良)譲渡益	医療費	分離課税分
不動産	分離長期(居住)譲渡益	生命保険料・小規模	調整控除
利子	分離短期譲渡益	地震保険料	税額控除等
配当	分離短期(国等)譲渡益	障・寡・勤	住宅控除
給与支払額	株式等の譲渡益	配偶者	配当譲渡割
給与所得	先物取引所得	配偶者特別	所得割
公的年金等支払額	山林所得	基礎	均等割
年金雑所得	上場株式等の配当	控除額合計	調整控除
その他雑所得	総合譲渡益	専従者控除	税額控除等
譲渡一時	一時益	分離特別控除合計	住宅控除
合計額	株式繰越損失額		配当譲渡割
繰越損失額	先物取引繰越損失額		所得割
市府民税年税額	期別	第1期	第2期
給与からの特別徴収額	期別税額		
年金からの特別徴収額	充当額		
差引普通徴収税額	納付済額		
所得割より控除することが できなかった配当割額又は 株式譲渡所得割額の控除額	差引納付額		
	納期限		

**見本**

各種控除の  
適用がある方のみ  
記載されています。

税額控除前所得割

調整控除

$$\boxed{\phantom{0000}} - \boxed{\phantom{0000}} = \boxed{\phantom{0000}}$$

※(1)(2)ともに、実際の算定は、  
本来の市民税の計算で行いますので、  
端数処理により異なる場合があります。  
あくまで目安となります。